

## 八ッ場ダム住民訴訟通信-105

2015年1月10日発行

明けましておめでとうございます。

本年は最高裁判決の年。手を携えて勝利を獲得しましょう。

### 第10回八ッ場ダムをストップさせる茨城の会総会

#### 高裁不当判決をこえ決意も新たに。

昨年12月20日、八ッ場ダムをストップさせる茨城の会は、第10回総会を開催しました。2004年11月の提訴から10年。原告・弁護団を支え、法廷外にても八ッ場ダム事業はもちろん、霞ヶ浦導水・湯西川ダム・思川開発の中止を求め、さらには水道料金問題を提起するなど、幾つもの山坂を共にした者だけがもつ“同士の結束”が会場に満ちました。

「八ッ場ダム予定地の今」を話された渡辺洋子さん(八ッ場あしたの会事務局長)は、講演の2日前に雪の八ッ場取材され、取りたての情報をお話いただきました。嶋津暉之さんは、八ッ場ダムに加え霞ヶ浦導水の不要を訴え、私たち茨城県民の奮起を求めました。

裁判報告に立った谷萩陽一茨城弁護団長は、高裁判決は「当該原因行為＝納付通知に重大かつ明白な違法ないし瑕疵があり、又は外形上一見して看取できる違法ないし瑕疵がない限り、支出行為が違法と認めることはできない」としている。常識で考えても日本の官僚が、納付通知に間違った記載をするわけがなく「茨城県は黙って国の言うとおりに支払えばいい」というとんでもない判決だ。これは公定力理論を援用したもので時代錯誤も甚だしい。最高裁での戦いはここがポイントになる。と話されました。

※公定力とは、行政行為(この場合納付通知)の効力は、たとえ違法であろうと発生し、国民を有効に拘束するというもので、効力否定のためには取消し訴訟が必要というもの。

#### 柏村忠志共同代表辞任。

茨城の会発足以来共同代表を務められた柏村忠志さんが、10年を区切りに辞任されました。まだ右も左も分らないよちよち歩きの茨城の会をここまで引張ってきていただきました。長年のご尽力に感謝いたします。有難うございました。なお、今後は濱田篤信さん、船津寛さんの二人共同代表になります。

#### 本体工事を落札した清水建設 JB の裏に鹿島建設が…。会場から爆弾発言。

八ッ場ダム本体工事は清水建設を主体とした JB が落札したが、実態は鹿島建設中心の JB だ。入札時、鹿島は人身事故により入札資格を停止されていたが、清水には八ッ場ダムほどの大型ダムの経験はない。また、巨大ダムの見積もりや作業工程表は膨大な時間と費用がかかる。いかに清水でもにわかには無理だ。これまで現場を仕切ってきた鹿島にしかできないものだ。また、国にとっても湯西川ダムで見せた鹿島の工期短縮、コスト削減技術は手放せない。建設関係者なら誰でも知っていることだ。発言者は建設会社の営業所長さん。この発言で八ッ場ダム工事をめぐる入札疑惑の核心が明らかになり、会は一気に盛り上がり質疑が深まりました。

会はこれまでの運動と最高裁勝利への決意を確認、総会アピール(裏面)を採択しました。定例の議案①2014年度活動報告、②2014年度会計報告・監査報告、③2015年度活動方針、④2015年度予算案、⑤役員改選等、すべて承認されました。決議事項は同封書類をご覧ください

## 人間を取り戻す(総会アピール)

1947年5月、私たちは多くの犠牲と加害の上に日本国憲法を手に入れました。すべての人の自由と人権が保障され、人間の尊厳を踏みにじる戦争を放棄し、私たちはこの国の主権者になりました。民主主義の輝きはあまねく人々をつつみました。そして民主主義の礎を固めるべく、憲法は基本的人権と地方自治を保障し、司法・立法・行政の三権を分立しました。私たちは日本人として、いや人類の歴史の中で初めて“人間を獲得”しました。

しかし、私たちの憲法は生まれたその日から、権力によって蚕食されはじめました。冷戦構造による占領政策の転換が国家主義者の復権を許したのです。私たちの戦後は、憲法を形骸化する権力との闘い＝「人間を取り戻す」闘いの歴史といえます。数々の既成事実が積み上げられました。国民主権も基本的人権も平和主義も崩壊の一途を辿っています。

私たちは、八ッ場ダム住民訴訟をもって「人間を取り戻す」闘いに加わりました。もちろん第一義には、利水治水とも不要な「八ッ場ダムの中止」にあります。税の無駄遣い、地元の人々の生活破壊、自然環境の破壊、次世代への負の遺産の継承阻止など、その闘いは、まさに「人間を取り戻す」闘いといえるでしょう。

「日本を取り戻す」と叫ぶ首相が現れました。言葉は虚しくとも事実が示すものは、巨大な権力を手に入れた人間を押しつぶし、国家主義への道を暴走する姿に外なりません。あとを追うように、国家権力を背に威丈高な風が吹き始めました。

昨年10月23日、橋本知事は「水資源は確保された、今後長期水需給計画の改定は行わない」と言明しました。この時点で、八ッ場ダムの基本計画変更は県議会の採択を得ておらず、霞ヶ浦導水はダム検証の場にありながらも方向は示されておられません、思川開発にいたっては検証が中断したままの状況にありました。水資源なぞ確保されていなかったのです。民主主義によって選ばれ、民主主義を遵守すべき知事が、民主主義の根幹をなす「民主的な手続き」を完全に踏みにじったのです。県議会もまた、心ある議員の提議を無視し自らの役割を放棄しました。

本年3月25日、東京高等裁判所は茨城控訴審の判決を下しました。その大意は「利水にあっても治水にあっても、国の直轄事業の負担金は地方公共団体である茨城県には違法か否かを問うことはできない」とし、茨城県に自治権がないとすることで、私たちの参政権のひとつ住民訴訟を退けました。このことは、憲法に対する重大な挑戦といえます。

先ず、司法は行政を裁かぬことで三権分立を自ら否定し、茨城県という地方自治体の団体自治を切り捨て、もって私たちの住民自治、基本的人権をも踏みにじったのです。

この国の権力は守るべき憲法を毀損しています。多くの市民が「人間を取り戻す」べく立ち上がりました。私たちは孤立していません。こんな時代だからこそ、八ッ場ダム裁判の敗訴は「この国はどこへ向かうのか」を、明らかにする篝火となっています。

八ッ場ダム裁判は敗れても、敗れても、なお意味を持ちます。

私たちは上告しました。最高裁は司法の独立を取り戻せるのか。私たちは見つめます。

人間を取り戻す。私たちはあきらめません。

人の上に国をつくらず

2014年12月20日 八ッ場ダムをストップさせる茨城の会

**八ッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表：濱田篤信 船津寛**

事務局：神原禮二 〒302-0023 取手市白山1-8-5 携帯：090-4527-7768